

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②、③及び④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間②のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和24年8月21日に、申立期間③の同社B事業所における資格取得日に係る記録を27年4月19日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、申立期間④の同社C事業所における資格取得日に係る記録を30年2月1日に訂正し、標準報酬月額については、申立期間②及び③は1万円、申立期間④は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間のうち②及び④の期間について、厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。また、申立期間のうち③の期間については、厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年4月15日から同年5月5日まで
② 昭和24年7月21日から同年8月21日まで
③ 昭和27年4月19日から同年5月1日まで
④ 昭和30年2月1日から同年8月1日まで

社会保険庁の記録では、私がA社で勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いが、同郷の親戚である創始者の夫人の紹介で入社し、昭和21年4月15日から55年4月20日まで継続して勤務していたので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した辞令、雇用保険の加入記録及び同僚の証言等から判断すると、申立人が申立期間のうち②、③及び④の期間について、A社に継続して勤務し（昭和24年8月21日に同社B事業所から同社D事業所に異動、27年4月19日に同社C事業所から同社B事業所に異動、同年5月1日に同社B事業所から同社D事業所に異動、30年2月1日に同社B事業所から同社C事

業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、申立期間②及び③は1万円、申立期間④は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②及び④における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社C事業所は平成5年11月21日に全喪し、また、同社B事業所は平成6年2月21日に全喪しており、当時の事業主も既に死亡し、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は全喪しており、当時の事業主も既に死亡し、確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人から聴取しても、Eビルで働き始めた時期及び給与からの厚生年金保険料の控除の有無等については記憶が不明瞭^{りょう}である。

また、当該事業所は既に解散しており、事業主とも連絡がとれず、申立人が元同僚として名前を挙げた者について、社会保険事務所が保有する当該事業所に係る被保険者名簿を調査しても名前が確認できず、連絡先が不明であることから、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及び収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成6年3月から同年5月までの期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から7年1月31日まで

社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間の一部において標準報酬月額が退職後に訂正されているが、当時の給与金額と相違しているので、当該期間について、正しいものに戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年1月31日以降の同年2月6日付けで、申立人の標準報酬月額が、6年3月から同年5月までの期間について53万円から8万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は申立期間当時、A社の取締役であったことが登記簿謄本により確認できるが、代表取締役及びその妻から、「申立人は厚生年金保険に係る届出事務について権限を有しておらず、当該事務の執行に当たっていなかった。」との証言が得られていることなどから、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間のうち平成6年3月から同年5月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

一方、社会保険庁の記録において、申立期間のうち平成6年6月から同年12月に係る申立人の標準報酬月額については、さかのぼって減額訂正されていないことが確認できることから、当該記録の訂正は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

社会保険庁の記録では、A事業所での資格喪失日が昭和49年3月31日になっているが、退職日が3月末日で、保険料が控除されていたことが給与明細書でも確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人がA事業所に昭和49年3月31日まで勤務し、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直前の社会保険事務所の記録及び給与明細書の厚生年金保険料控除額から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年10月31日まで
社会保険事務所の職員から、自分の厚生年金保険の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。可能であるなら、元の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年10月から10年9月までは26万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年10月31日以降の同年11月24日付けで、申立人及び役員1名の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が、9年10月から10年9月までの期間について、26万円から10万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、同社は、厚生年金基金及び健康保険組合加入事業所であったところ、厚生年金基金加入員記録においては、社会保険庁のオンライン記録と同様の訂正処理がされている。一方、健康保険組合被組合員記録においては、訂正前の標準報酬月額の記録となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、申立人及び複数の元従業員によると、「申立人は、当時、取締役であったが、その職務内容は一般の従業員と相違なく、社会保険に関する業務についても事業主及び監査役であったその妻が行っており、申立人は全く関与していなかった。」と証言していることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理に事前に同意していたとは考え難い。

加えて、事業主及び監査役であったその妻は既に亡くなっているため、当時の事情を聴取することができない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①において、申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

申立期間②において、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月6日から同年8月30日まで
② 平成6年8月30日から同年9月1日まで

A社から、B社に転籍し、その間給与も月に60万円程度で変更が無かったにもかかわらず、標準報酬月額が8万円になっている上、平成6年8月分の被保険者期間が欠落している。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、当該事業所が適用事業所でなくなった平成8年7月23日以降の同年9月3日付けで、申立人の標準報酬月額が、6年4月から同年7月まで53万円から8万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、役員ではなかったことが確認でき、申立期間に係る雇用保険の加入歴を有しているほか、複数の元同僚から「申立人は、営業の仕事をしていた。標準報酬月額の取消及び訂正処理には関与しておらず、知り得る立場でもなかった。」との証言が得られたことに加え、申立人が当該事業所を退職した約2

年後に、さかのぼって訂正が行われていることから、申立人が^{そきゅう}遡及訂正処理
に
関与したとは認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該^{そきゅう}遡及訂正処
理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があつた
とは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保
険事務所に当初届け出た平成6年4月から同年7月まで53万円に訂正するこ
とが必要である。

申立期間②について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人
は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成6年9月1日にA社
からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から
控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の
社会保険事務所の記録から53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A
社は既に全喪しており、当時の事業主とも連絡がとれないため、これを確認
できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを
得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業
主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を行ったか否かについ
ては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは
認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 51 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことであったが、脱退手当金を受け取った記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和 53 年 1 月 30 日に支給決定されたこととなっている上、申立てに係る事業所において、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失している者6名のうち、資格喪失後6か月以内に脱退手当金を受給している者はいないことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金の支給を受けたとされる時期には、既に国民年金に加入して国民年金保険料を納付しており、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで

昭和41年8月から平成9年7月まで30年以上にわたってA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を調べたところ、昭和44年3月の記録が欠落していることがわかった。ちょうどB事業所からC事業所に異動した時期であり、事務処理の誤りではないかと思う。申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の証言等から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和44年4月1日にA社B事業所からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する申立人のA社における昭和44年2月の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が昭和44年3月31日と記録されていることから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成7年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月31日から同年12月11日まで

私は、昭和64年1月2日から平成13年1月8日まで、A事業所の中のB事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料も継続して給与から控除されていたので、申立期間が厚生年金保険未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届日を誤って届け出たと認めていることから判断すると、申立人は、申立期間のうち平成7年7月31日までA事業所に継続して勤務し、平成7年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成7年7月の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における同年6月の社会保険事務所の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったことから、事業主が平成7年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年8月1日から同年12月11日までの期間については、雇用保険の記録及び事業主の回答から、B事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当時の給与計算を担当していた事業主から、「申立人については、当初、A事業所において被保険者資格を取得させていたところ、B事業所が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしたことから、同事業所で資格を取得させることにしたが、同事業所が新規適用事業所となったのは平成7年12月12日であり、A事業所において資格を喪失した後、B事業所で資格を取得するまでの期間は、申立人の給料から保険料を控除しなかった。」との証言が得られている。

また、申立期間当時、申立人が住んでいたC町の平成7年住民税決定証明書の社会保険料控除額から、7年には約7か月分の社会保険料に相当する額が控除されていることが確認できることから、7年8月から11月までの厚生年金保険料は給与から控除されていなかった可能性が高い。

これらを総合的に判断すると、当該期間について申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことであったが、脱退手当金を受け取った記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、最初に就職した事業所で申立期間より長期間である4年半以上の被保険者期間を失念するとは考え難い上、申立期間と未請求となっている被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 2 月の前後に資格喪失した女性のうち、連絡先が把握できた4名から、事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、いずれも事業主による代理請求はうかがえず、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を平成8年10月から9年3月まで22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年4月30日まで

社会保険事務所の職員から、自分の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。全く心当たりがないので、元の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年3月までは22万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年4月30日以降の10年10月2日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、8年10月から9年3月までの標準報酬月額が22万円から15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により取締役でなかったことが確認できる上、申立期間に係る雇用保険加入歴を有しているほか、元監査役から、「申立人は運転手として採用した従業員であり、事業所の全喪と同時に他の従業員と同様に退職した。」との証言が得られていることなどから、申立人が当該遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 3 月 1 日から 10 年 6 月 1 日まで
② 平成 10 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私はA社の代表取締役ではあったが、事務処理は担当役員に任せており、私に関与しないところで、私の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されたと思うので記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 10 年 12 月 31 日に適用事業所でなくなっているところ、申立人の標準報酬月額が、同日後の 11 年 2 月 25 日付けで、9 年 3 月から 10 年 5 月までは、59 万円から 9 万 8,000 円に、11 年 3 月 8 日付けで、10 年 7 月から同年 11 月までは、50 万円から 9 万 8,000 円にそれぞれ減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正について関与していないとしているものの、「保険料の滞納があり、納付について徴収課に相談に行ったことがある。」と証言している上、社会保険に係る事務を担当していたとする元役員は、「単独で社会保険事務所職員と相談したことはなく、必ず社長が同席していた。」と証言していることから、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正について同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 441

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 1 日から 11 年 5 月 31 日まで
申立期間当時、代表取締役としてA社に勤務し、その間給与支給額の変更も無かったにもかかわらず、申立期間について標準報酬月額が下げられているので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 11 年 5 月 31 日に適用事業所でなくなっているところ、同日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が47万円から9万2,000円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険料の滞納は無かった。事業所の全喪届を提出した記憶は無く、標準報酬月額が減額訂正されていることは知らなかった。事業所の全喪届は誰が行ったかわからない。」と証言しているが、B社会保険事務所が保管する滞納処分票の記載から、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納が生じていた状況が確認できる上、平成 11 年 5 月 31 日付けで、事業所から全喪届が提出されたことが確認できることから、代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正処理について、同意していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から44年4月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間についてA社の加入記録が無いとのことであった。しかし、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間について当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人と同様の業務に従事していた同僚の厚生年金保険の加入記録を見ると、同じく空白の期間があることが確認できる。

また、当時の同僚は、申立人と同じ業務に従事していた従業員は、当該事業所を退職し、別会社に移った時期があり、給与も当該別会社から支給されていたと証言している。

さらに、当該事業所は既に解散しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

なお、申立期間において、社会保険事務所が管理しているA社の被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から同年 12 月 11 日まで
申立期間の標準報酬月額が社会保険事務所の記録では、平成 12 年 4 月から 9 月までが 9 万 2,000 円、同年 10 月から同年 11 月までが 9 万 8,000 円になっているが、給与明細書を確認したところ、標準報酬月額 15 万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 12 年 12 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の標準報酬月額が、同日以降の同年 12 月 22 日付けで、12 年 4 月から同年 9 月までが 15 万円から 9 万 2,000 円に、同年 10 月から同年 11 月までが 15 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかし、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、事業主の妻であり、経理事務及び社長秘書業務を担当しており、申立期間当時、社会保険料の滞納があったことを認めている上、事務全般の責任者として、社会保険事務所に出向き納付誓約書等の書類に代表者印を押して提出した。」と認めていることから、申立人は同社の取締役として、事務全般について権限を有していたと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正処理についても同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、同社の取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 444 (事案 188 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月から 44 年 1 月まで
② 昭和 54 年 4 月から同年 7 月まで

申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社において正社員として勤務し、厚生年金保険にも加入をしていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人が申立てに係る事業所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、社会保険事務所が保管する被保険者原票に申立人の氏名が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、正社員として勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、申立人に係る当時の事情について証言が得られる同僚がおらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から31年3月11日まで

私は、勤務したA社B事業所を退職した際、脱退手当金を受給した記憶は無い。会社から脱退手当金について説明は無かったし、当時、脱退手当金という制度があることも知らなかった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載された欄の前後計105人のうち、申立人の資格喪失日前後4年以内に資格喪失し、受給要件を満たしている者57人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め53人に支給記録が確認でき、その全員の脱退手当金の支給決定が資格喪失後約3か月以内になされているとともに、申立期間の脱退手当金の支給時期が通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から20日後の昭和31年3月31日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には申立期間の脱退手当金を支給したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。